

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------|-----|--|-------------------------|---------------------------------------|-----|--|-------|----------------|-----|--|-----------|---|-------------------|---------------------------------|-----|--|--|-------|----------------|-----|--|-----------------------|---------------------------------------|-----|--|-------|----------------|-----|--|-----------|---|-------------------|---------------------------------|-----|--|--------------|
| <p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p><略></p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p><略></p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><略></td> </tr> <tr> <td>(10) 中部電力パワーグループ(株)飯田支社</td> <td>ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><略></td> </tr> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><略></td> </tr> <tr> <td>(6) 放送事業者</td> <td>(信越放送㈱、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(7) 長野県情報ネットワーク協会</td> <td><u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><略></td> </tr> </table> | 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | <略> | | (10) 中部電力パワーグループ(株)飯田支社 | ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。 | <略> | | 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | <略> | | (6) 放送事業者 | (信越放送㈱、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 | (7) 長野県情報ネットワーク協会 | <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 | <略> | | <p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p><略></p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p><略></p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><略></td> </tr> <tr> <td>(10) 中部電力パワーグループ(株)飯田</td> <td>ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><略></td> </tr> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><略></td> </tr> <tr> <td>(6) 放送事業者</td> <td>(信越放送㈱、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(7) 長野県情報ネットワーク協会</td> <td><u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><略></td> </tr> </table> | 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | <略> | | (10) 中部電力パワーグループ(株)飯田 | ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。 | <略> | | 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | <略> | | (6) 放送事業者 | (信越放送㈱、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 | (7) 長野県情報ネットワーク協会 | <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 | <略> | | 県防災計画に合わせた修正 |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (10) 中部電力パワーグループ(株)飯田支社 | ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 放送事業者 | (信越放送㈱、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 長野県情報ネットワーク協会 | <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (10) 中部電力パワーグループ(株)飯田 | ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 放送事業者 | (信越放送㈱、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 長野県情報ネットワーク協会 | <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|---|---------------|
| <p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p style="text-align: center;">【各課】</p> <p><略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。</p> <p>(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する<u>ものとする</u>。</p> <p>(ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備について研究する<u>ものとする</u>。</p> <p>(エ) 「<u>長野県防災情報システム</u>」により関係機関との情報共有、連携強化に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(オ) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p>(カ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする<u>ものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>3 通信手段の確保</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る<u>ものとする</u>。</p> <p>(イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(エ) <u>通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、震災時を想定した非常通信訓練を行うものとする</u>。</p> <p>(オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全モバイルシステム</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする<u>ものとする</u>。</p> | <p>第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p style="text-align: center;">【各課】</p> <p><略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。</p> <p>(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。</p> <p>(ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備について研究する。</p> <p>(エ) 「<u>防災情報システム</u>」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p style="color: red;">(新設)</p> <p style="color: red;">(オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>3 通信手段の確保</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。</p> <p>(イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。</p> <p>(ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。</p> <p style="color: red;">(新設)</p> <p style="color: red;">(エ) 衛星携帯電話、防災行政無線の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p style="color: red;">(オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALE）</p> | 県防災計画に合わせた修正等 |

| | | |
|---|--|---------------------------|
| <p>(か) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J—A L E R T）、 Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に受 信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p>(け) <u>東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により、提供されている災害 時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配 備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について 習熟に努めるものとする。</u>また、IP電話を利用する場合は、ネット ワーク機器等の停電対策を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> | <p>T）、災害情報共有システム（Lアラート）その他の災害情報等を 瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</p> <p>(カ) 災害用として配備されている無線、電話等の機器については、そ の運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場 合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p> | <p>県防災計画に合わせ た修正等</p> |
|---|--|---------------------------|

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|---|---------------------------------|
| <p>第5節 救助・救急・医療計画 【総務課、民生課、飯田広域消防本部】 <略></p> <p>第2 主な取組み <略></p> <p>4 関係機関の耐震診断等を実施促進、<u>病院</u>の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。 <略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本町においては、救助救急車両の整備および運行は南信州広域連合飯田広域消防本部阿南消防署が行っている。</p> <p>令和<u>7</u>年4月1日現在、南信州広域連合飯田広域消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車2台、救急自動車14台（うち高規格救急自動車11台）である。</p> <p><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】 <略></p> <p>(エ) 大規模地震など、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。 <略></p> <p>4 消防及び医療機関耐震化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。</p> <p>また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に多くの患者の受け入れが想定される病院については、本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。</p> <p>そのため、厚生労働省や国土交通省の補助制度を活用しながら県内の病院の段階的な耐震強化を図っていくことが必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】</p> | <p>第5節 救助・救急・医療計画 【総務課、民生課、飯田広域消防本部】 <略></p> <p>第2 主な取組み <略></p> <p>4 関係機関の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。 <略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本町においては、救助救急車両の整備および運行は南信州広域連合飯田広域消防本部阿南消防署が行っている。</p> <p>令和<u>2</u>年4月1日現在、南信州広域連合飯田広域消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車2台、救急自動車14台（うち高規格救急自動車11台）である。</p> <p><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】 <略></p> <p>(新設)</p> <p><略></p> <p>4 消防及び医療機関耐震化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。</p> <p>また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。</p> <p>県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものが多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】</p> | <p>時点更新</p> <p>県防災計画に合わせた修正</p> |

| | | |
|--|---|-----------------|
| <p><略></p> <p>(ウ) <u>町立</u>医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努める<u>ものとする。</u></p> <p><略></p> | <p><略></p> <p>(ウ) 医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努める。</p> <p><略></p> | 医療機関は町立に限ることを明記 |
|--|---|-----------------|

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|--|--------------|
| 第10節 避難の受入活動計画 【各課】 | | |
| 第1 基本方針 <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の<u>感染症対策や生活環境改善</u>が求められている。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> | 第1 基本方針 <p>大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>また、<u>避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、</u>気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> | 県防災計画に合わせた修正 |
| 第3 計画の内容 <p style="text-align: center;"><略></p> | 第3 計画の内容 <p style="text-align: center;"><略></p> | |
| 2 避難場所等の確保 <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受け入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図る<u>ものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> | 2 避難場所等の確保 <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> | |
| 3 避難所の確保 <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(オ) <u>町は、</u>学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> </p> | 3 避難所の確保 <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(オ) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> </p> | |

| | |
|---|--|
| <p>(イ) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するため、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成する</u>よう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(メ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベット、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるように、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて</p> | <p>(キ) 指定避難所に指定した施設については、<u>必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するため、換気、照明等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(ケ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(サ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベット、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>5 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</p> <p>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p><u>実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>やむを得ず車中泊により、避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> | <p><u>の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 避難行動要支援者以外の状況把握</u></p> <p><u>民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、N P O・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> |
|--|---|

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|---|--------------|
| <p>第17節 上水道施設災害予防計画 【建設環境課】 <略></p> <p>第2 主な取組み 老朽施設の更新、<u>耐震化及び</u>改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p> | <p>第17節 上水道施設災害予防計画 【建設環境課】 <略></p> <p>第2 主な取組み 老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p> | 県防災計画に合わせた修正 |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|--|--|--------------|
| <p>第18節 下水道施設等災害予防計画 【建設環境課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。</p> <p>このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築・<u>耐震化</u>を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。</p> <p>また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築、<u>耐震化</u>を実施する。 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 新耐震基準に基づく施設整備 <ol style="list-style-type: none"> 現状及び課題 下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んでいるものがある。このため、既存施設の<u>耐震化を計画的に進める</u>。 実施計画 【町が実施する計画】 (7) 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、<u>耐震化を計画的に進めるものとする</u>。 ＜略＞ | <p>第18節 下水道施設等災害予防計画 【建設環境課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。</p> <p>このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。</p> <p>また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 新耐震基準に基づく施設整備 <ol style="list-style-type: none"> 現状及び課題 下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んでいるものがある。このため、既存施設の<u>調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設に当たっては、耐震対策を講ずる必要がある</u>。 実施計画 【町が実施する計画】 ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、<u>必要に応じて補強等の対策を講ずる</u>。 ＜略＞ | 県防災計画に合わせた修正 |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|--|---------------------|
| <p>第19節 通信・放送施設災害予防計画 【総務課、通信・放送機関】 <略></p> <p>第3 計画の内容 1 緊急時のための通信確保 <略> (2) 実施計画 【町及び各機関が実施する計画】 <u>(7)</u> 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器の整備・耐震化を図るものとする。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。 <u>(1)</u> 非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>2 防災行政無線通信施設災害予防 (1) 現状および課題 県と町および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。<u>また</u>、通信施設については、次の災害予防対策を行っている。 <略></p> <p>3 電気通信施設災害予防 (2) 実施計画 <略> イ 【東日本電信電話㈱、(株)NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、<u>地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> <略></p> | <p>第19節 通信・放送施設災害予防計画 【総務課、通信・放送機関】 <略></p> <p>第3 計画の内容 1 緊急時のための通信確保 <略> (2) 実施計画 【町及び各機関が実施する計画】 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。 また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p> <p>2 防災行政無線通信施設災害予防 (1) 現状および課題 県と町および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。通信施設については、次の災害予防対策を行っている。 <略></p> <p>3 電気通信施設災害予防 (2) 実施計画 <略> イ 【東日本電信電話㈱、(株)NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> | <p>県防災計画に合わせた修正</p> |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|---|---------|
| <p>第21節 土砂災害等の災害予防計画 【総務課、民生課、建設環境課、教育委員会】 <略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>令和6年</u>4月1日現在、山腹崩壊危険地区61箇所、崩壊土砂流出危険地区79箇所である。</p> <p><略></p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。<u>令和6年</u>4月1日現在、土石流発生危険渓流は48渓流である。</p> <p><略></p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多い本町では、<u>令和6年</u>4月1日現在、急傾斜地崩壊危険箇所は145箇所ある。</p> <p><略></p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本町では、<u>令和6年4月1日</u>現在で582区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は453区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p> <p><略></p> | <p>第21節 土砂災害等の災害予防計画 【総務課、民生課、建設環境課、教育委員会】 <略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>平成25年</u>4月1日現在、山腹崩壊危険地区61箇所、崩壊土砂流出危険地区79箇所である。</p> <p><略></p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。<u>平成24年</u>4月1日現在、土石流発生危険渓流は48渓流である。</p> <p><略></p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多い本町では、<u>平成24年</u>4月1日現在、急傾斜地崩壊危険箇所は145箇所ある。</p> <p><略></p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本町では、<u>平成28年6月</u>現在で582区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は453区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p> <p><略></p> | 時点更新 |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|--|-----------------------------------|
| <p>第25節 ため池災害予防計画</p> <p>【振興課】</p> <p>第3 計画の内容</p> <p><略></p> <p>1 現状及び課題</p> <p>2 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>ア ため池の諸元、<u>改修履歴等を明記した</u>「ため池データベース」の変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>イ ため池の管理者等との緊急連絡網を作成する。</p> <p>ウ ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。</p> <p>エ 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施するものとする。</p> <p>オ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。</p> <p><略></p> | <p>第25節 ため池災害予防計画</p> <p>【建設環境課】</p> <p>第3 計画の内容</p> <p><略></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) ため池の諸元、施設の構造、下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、<u>施設の状況について適時確認するとともに、</u>変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>(イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。</p> <p>(ウ) ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。</p> <p>(エ) 耐震性点検の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施する。</p> <p>((イ) を繰下げ)</p> <p><略></p> | <p>所管課の変更</p> <p>県防災計画に合わせた修正</p> |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|--|---|--------------|
| <p>第29節 防災知識普及計画</p> <p>【各課】</p> <p><略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p><u>なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><略></p> <p>u 避難生活に関する知識</p> <p>v 平常時から住民が実施し得る、家具の固定、<u>消火器、ガスのマイクロメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等</u>の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>w 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p><略></p> <p>(ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><略></p> | <p>第29節 防災知識普及計画</p> <p>【各課】</p> <p><略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p><略></p> <p>u 避難生活に関する知識</p> <p>v 平常時から住民が実施し得る、<u>概ね3日分の生活必需品の備蓄</u>、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>w 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p><略></p> <p>(ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><略></p> | 県防災計画に合わせた修正 |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|--|---|--------------|
| <p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p style="text-align: center;">【各課】</p> <p><略></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、<u>高所監視カメラ等</u>による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> | <p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p style="text-align: center;">【各課】</p> <p><略></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> | 県防災計画に合わせた修正 |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|---|--------------|
| 第3節 広域相互応援活動 【各課】 | 第3節 広域相互応援活動 【各課】 | |
| 第1 基本方針 <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> | 第1 基本方針 <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> | 県防災計画に合わせた修正 |
| 第3 活動の内容 <p>1 応援要請</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町及び飯田広域消防本部が実施する対策】</p> <p>(ア) 消防に関する応援要請</p> <p>a 他町村に対する応援要請</p> <p>町長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する<u>ものとする</u>。</p> <p>b 他都道府県への応援要請</p> <p>町長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する<u>ものとする</u>。</p> <p>(a) 緊急消防援助隊</p> <p>(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター</p> <p>(c) その他、他都道府県からの消防隊</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>2 応援体制の整備</p> | <p>3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町及び飯田広域消防本部が実施する対策】</p> <p>(ア) 消防に関する応援要請</p> <p>a 他市町村に対する応援要請</p> <p>町長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。</p> <p>b 他都道府県への応援要請</p> <p>町長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。</p> <p>(a) 緊急消防援助隊</p> <p>(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター</p> <p>(c) その他、他都道府県からの消防隊</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>2 応援体制の整備</p> | |

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>a 県、町、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方 公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する<u>ものとする</u>。</p> <p>b 県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全局的な対応を行うものとする。</p> <p>c 県及び町は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となって的確な支援を行うものとする。</p> <p>なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(ア) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」（資料編参照）に基づき支援を行うものとする。</p> <p>(イ) 主な支援内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被災県等への職員派遣及び物資の提供 b 被災者の受入及び施設の提供 <ul style="list-style-type: none"> (a) 県内医療機関での傷病者の受入 (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供 c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援 <p>3 受援体制の整備</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>(ア) 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</p> <p>(イ) 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</p> | <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>町、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】</p> <p><u>(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって的確な支援を行うものとする。</u></p> <p>(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」（資料編参照）に基づき支援を行うものとする。</p> <p>(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被災県等への職員派遣及び物資の提供 b 被災者の受入及び施設の提供 <ul style="list-style-type: none"> (a) 県内医療機関での傷病者の受入 (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供 c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援 <p>3 受援体制の整備</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。</p> <p><u>また、</u>応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。</p> |
|--|---|

| | | |
|--|---------------------|--|
| <p>(イ) 県及び市町村は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。 ＜略＞</p> | <p>(新設) ＜略＞</p> | |
|--|---------------------|--|

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|--|---|--------------|
| <p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p style="text-align: center;">【各課】</p> <p><略></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する対策】</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(ク) 指定避難所における生活環境に<u>について下記の事項に</u>注意を払い、必要な措置をとる<u>ことで、</u>常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p> a トイレの設置状況等の把握に努め、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</u></p> <p> b 食事供与の状況の把握に努め、<u>栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u></p> <p> c <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u></p> <p> d <u>入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保</u></p> <p> e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の<u>環境状況の把握</u></p> <p> (a) <u>パーティション等によるプライバシーの確保状況</u></p> <p> (b) <u>段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u></p> <p> (c) <u>入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p> (d) <u>洗濯等の頻度</u></p> <p> (e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</p> <p> (f) <u>暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p> (g) <u>食料の確保、配食等の状況</u></p> <p> (h) <u>し尿及びごみの処理状況</u></p> <p> f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に<u>努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u></p> <p>(ケ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める<u>ものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> | <p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p style="text-align: center;">【各課】</p> <p><略></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する対策】</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。</p> <p>(ケ) 指定避難所における<u>新型コロナウィルス感染症を含む</u>感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> | 県防災計画に合わせた修正 |

| | |
|---|---|
| <p>(ア) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p><u>b 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。</u></p> <p><u>c 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>d 災害発生後、できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(a) 介護職員等の派遣 (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p><u>e 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u></p> <p><u>f 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(フ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>(イ) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(エ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(オ) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるもの</u></p> | <p>(ス) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。</u></p> <p><u>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。</u></p> <p>(a) 介護職員等の派遣 (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p><u>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</u></p> <p><u>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(フ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ツ) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</u></p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p><u>とする。</u></p> <p>(イ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる<u>ものとする</u>。</p> <p>(二) 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める<u>ものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針 広域避難及び広域一時滞在については、町、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 <u>【町が実施する対策】</u> ＜略＞</p> | <p>(テ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</p> <p>(ト) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針 広域避難及び広域一時滞在については、町、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 <u>ア 【町が実施する対策】</u> ＜略＞</p> |
|---|--|

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|--|--|--------------|
| <p>第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 【総務課、建設環境課、飯田広域消防本部】 <略></p> <p>第3 活動の内容 <略></p> <p>4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策 <略></p> <p>(2) 実施計画 <略></p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】 <略></p> <p>(ア) 長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。(長野地方気象台)</p> <p>(イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、<u>被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等</u>を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊<u>や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。(地方整備局) <略></p> | <p>第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 【総務課、建設環境課、飯田広域消防本部】 <略></p> <p>第3 活動の内容 <略></p> <p>4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策 <略></p> <p>(2) 実施計画 <略></p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】 <略></p> <p>(ア) 長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。(長野地方気象台)</p> <p>(イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。(中部地方整備局) <略></p> | 県防災計画に合わせた修正 |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------|-----|--|-----------|--|-----|--|-----|--|--|------|-------|-----|--|-----------|---|-----|--|-----|--|--------------|
| <p>第3節 情報<u>の</u>収集伝達計画 <略></p> <p>第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達 町は、県、防災関係機関と相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う<u>ものとする。</u> <略></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>報告ルート</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> <tr> <td>金融機関の営業状況</td><td>金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(削除)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)</td></tr> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> </tbody> </table> | 調査事項 | 報告ルート | <略> | | 金融機関の営業状況 | 金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(削除)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部) | <略> | | <略> | | <p>第3節 情報収集伝達計画 <略></p> <p>第2 応急対策実施状況等の収集伝達 町は、県、防災関係機関と相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。 <略></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>報告ルート</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> <tr> <td>金融機関の営業状況</td><td>金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)</td></tr> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> </tbody> </table> | 調査事項 | 報告ルート | <略> | | 金融機関の営業状況 | 金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部) | <略> | | <略> | | 県防災計画に合わせた修正 |
| 調査事項 | 報告ルート | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融機関の営業状況 | 金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(削除)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査事項 | 報告ルート | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融機関の営業状況 | 金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------|-----|--|-----------|--|-----|--|-----|--|--|------|-------|-----|--|-----------|---|-----|--|-----|--|--------------|
| <p>第3節 情報<u>O</u>収集伝達計画 <略></p> <p>第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達 <略></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>報告ルート</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> <tr> <td>金融機関の営業状況</td><td>金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(削除)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)</td></tr> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> </tbody> </table> | 調査事項 | 報告ルート | <略> | | 金融機関の営業状況 | 金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(削除)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部) | <略> | | <略> | | <p>第3節 情報収集伝達計画 <略></p> <p>第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達 <略></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>報告ルート</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> <tr> <td>金融機関の営業状況</td><td>金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)</td></tr> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> <tr> <td colspan="2"><略></td></tr> </tbody> </table> | 調査事項 | 報告ルート | <略> | | 金融機関の営業状況 | 金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部) | <略> | | <略> | | 県防災計画に合わせた修正 |
| 調査事項 | 報告ルート | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融機関の営業状況 | 金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(削除)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査事項 | 報告ルート | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融機関の営業状況 | 金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） (農協－町－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) <u>(労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部)</u> (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部)(危機管理部) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <略> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |